

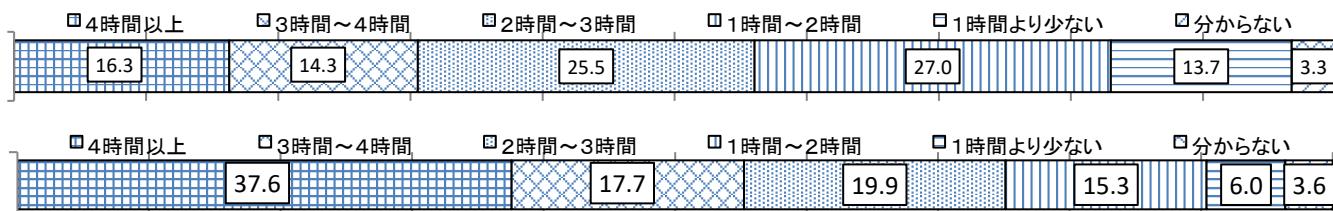
子どもたちを信じているから
家でしか使わないから・・・

大丈夫ですか？！ 周南市立秋月小学校 子どもたちのスマートフォンなど

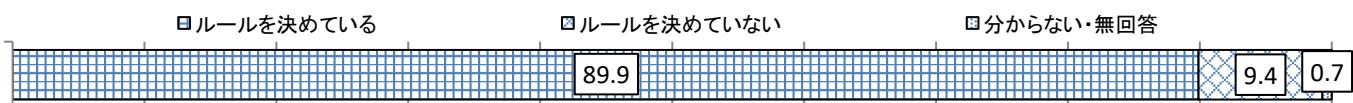
☆保護者が正しく理解することが子どもを守る第一歩です

小学生のインターネット利用環境実態（R6全国）

■小学生のインターネット利用状況（1日の利用時間）※上段：6～9歳 下段：10歳以上



■インターネット利用に関する家庭のルールの有無 ※10歳以上



※令和6年度青少年のインターネット利用環境実態調査（こども家庭庁）

- ◇ これから社会において、子どもたちがインターネットを正しく利用できる判断力や心構えを身に付けることは必要不可欠です。
- ◇ そのためには、保護者がインターネットには便利な面だけでなく、大きなリスクもあることを理解し、学校のきまりを踏まえ、子どもと保護者が「今必要か、本当に必要か」、よく話し合うことが重要です。

インターネットの仕組みを理解しましょう

- ☆ インターネットへの書き込み、投稿画像は、公開されます
家族や友達だけのつもりでも、全世界の人に見られることになります
- ☆ インターネット上にいったん出た写真や画像は取り消せません
インターネットの仕組み上、後から完全に削除することはできません
- ☆ インターネット上に匿名性はありません
インターネットでのアクセス内容は必ず記録が残り、検索する事が可能です
- ☆ インターネットでの軽はずみな行為は、将来に影響しかねません
冗談のつもりでの画像添付や他人のIDの利用等が、深刻な結果になることもあります

本校における携帯電話等に関する基本姿勢

- ☆ 携帯電話等は学校の教育活動には直接必要のないものであり、学校への持ち込みは原則禁止です。
- ☆ 携帯電話等の所持については、ご家庭で判断されることですが、インターネットの危険性の理解やフィルタリングの設定、家庭でのルールづくりなど、保護者の指導をお願いします。
- ☆ 学校では、警察等の関係機関とも連携しながら、情報手段を正しく活用できる判断力や心構えを身に付けるための情報モラル教育の推進に努めてまいります。

本校における端末使用時の注意点

☆基本

- ・学校で貸し出すタブレットは、学習活動のために使います。
- ・登下校中は、タブレットをランドセルの中に入れます。

☆ 健康への留意

- ・画面を見るときは、目を30cm以上離しましょう。
- ・20分に1回は画面から目を離して、20秒以上遠くを見ましょう。
- ・時間を決めて遠くを見たり、目が乾かないようにまばたきをしたりして、自分の目を大切にしましょう。

☆ 写真・動画の撮影

- ・先生が許可した時以外でタブレットのカメラやマイクは使いません。カメラ機能を利用して写真や動画を撮るときは、撮影の目的を説明して、相手の承諾を得るようにします。

☆ データの保存

- ・学校のタブレットで作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（画像や動画など）は、学習活動で先生が許可したもの以外は保存しません。

☆ 個人情報の保護

- ・IDやパスワードについては、生年月日や電話番号など他人が類推しやすいものはさけ、入力時に他人に見られないようにします。
- ・自分のタブレットを他人に貸したり、使わせたりしません。
- ・自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号、顔写真など）はインターネット上に絶対に上げません。

☆ 学校で使う場合

- ・学校でタブレットを使うときは、先生の指示をよく聞きます。
- ・タブレットは指示があったときに使用します。使用の際は、スタンドを使わないようにします。
- ・休み時間に使うときは、先生が示された場合のみ使えます。
- ・タブレットの設定を勝手に変えません。家庭でも同じです。

☆ 家庭で使う場合

- ・家庭では、机の上でタブレットを使います。
- ・使用する時間を家人とよく話し合い、細かく休憩を取りながら使います。
- ・就寝する30分前には使うのをやめます。
- ・家庭に持ち帰った場合、忘れないように必ずタブレットを学校に持ってきます。
- ・家庭では、家の人の目の届くところに置いて、必ず充電をしておくようにします。

☆ 安全な使用

- ・インターネットには制限がかけられていますが、もしも怪しいサイトに入ってしまったらすぐに電源を切り、先生や親に知らせます。
- ・タブレットに、音声や、画像、動画、ソフトウェア、アプリなどを先生の許可なくダウンロードしたり、アップロードしたりしません。
- ・タブレットを使って、メールを登録したり、友達と通信したりしません。
- ・Xやフェイスブック、ライン、インスタグラムなどのSNSに登録しません。
- ・課金を伴うサービスを利用しません。
- ・相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることをインターネット上に絶対に書き込みません。

☆ コメントの表現

- ・書き言葉は実際に話す言葉よりきつい印象となります。時には内容を見て批判的な感情になることもあると思いますが、相手の人格を尊重して柔らかく丁寧な表現をしましょう。
- ・ある内容について、「ゆるせない」などの正義感にかられてひぼう中傷を行ってしまう場合があります。一呼吸おいて冷静に伝えるようにしましょう。

☆ 不具合や故障

- ・タブレットを壊してしまった場合には、自然に故障した場合などを除き、家庭で修理費用を弁償してもらうことがあります。

☆ 使用の制限

- ・秋月小学校の「タブレット活用の約束」が守れないときは、タブレットを使うことができなくなります。また、学校の事情などにより、やむを得ず、タブレットの貸出や使用を停止することがあります。

☆ 子どもたちの安心・安全なインターネット利用のために

1 子どもたちがどんな使い方をしているか、知りましょう！

携帯電話やスマートフォン以外にも、ゲーム機や音楽プレーヤーの中には、Wi-Fiなどの無線LANを通じて、インターネットに接続できるものがあります。

子どもがどのような場所でどのようなサービスを利用しているか、把握しておくことが必要です。

【青少年のインターネット利用状況（利用内容）】

	コミュニケーション	情報検索	音楽視聴	動画視聴	ゲーム	勉強
小学生（6~9歳）	19.7%	40.4%	30.7%	92.1%	79.6%	62.9%
小学生（10歳以上）	48.6%	72.3%	54.8%	89.7%	86.6%	73.9%
中学生	80.8%	87.6%	79.9%	94.2%	86.7%	76.2%
高校生	90.1%	91.0%	91.8%	95.2%	80.8%	78.9%

※令和6年度青少年のインターネット利用環境実態調査（こども家庭庁）

2 持たせる前、持たせるとき、持たせた後、それぞれの場面で学び合い、話し合いをしましょう！

持たせる前には、インターネットの利便性と危険性、また、その仕組みについて、子どもと保護者が一緒に学び合いましょう。学校や地域で開催される情報モラル研修会等も積極的に利用しましょう。

持たせるときには、学校のきまりを踏まえ、家庭で「今必要か、本当に必要か」、よく話し合うことが重要です。その上で、フィルタリングを設定するとともに、家庭内のルールを決め、守らせましょう。子どもと保護者が誓約書を交わすのも効果的です。（誓約書の様式をつけています。）

持たせた後も、利用の仕方や情報モラルについて家庭で話し合い、成長や必要に応じてルールを見直しましょう。

保護者が子どもを見守り、困った時に相談できる関係が大切です。



3 フィルタリング(有害情報アクセス制限)を必ず利用しましょう！

フィルタリングとは、アダルトサイト、出会い系サイト、暴力サイト、薬物サイト、自殺サイト、ギャンブルサイト…など、青少年に有害なサイトへのアクセスを制限する機能のことです。

携帯電話やスマートフォン等を購入・契約する際には、フィルタリングを設定するとともに、ID・パスワード等を保護者が管理し、子どもを有害な情報から守っていくことが必要です。「利用時間」や「個別のサイトの利用許可」等、年齢に応じた設定が可能であり、Wi-Fiにも対応したフィルタリングソフトもあります。ゲーム機にも、ペアレンタルコントロール（保護者による使用制限）機能があります。詳しくは、各販売店等で確認してください。

【青少年のインターネット利用に関する保護者の取組】

	フィルタリングを使っている	利用時間等のルールを決めている	子どものネット利用状況を把握している
小学校（10歳以上）・保	52.7%	56.7%	54.0%
中学校・保	52.3%	46.7%	38.4%
高校・保	36.0%	18.2%	17.5%



※令和6年度青少年のインターネット利用環境実態調査（こども家庭庁）

保護者の責務 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」

- 子どものインターネット利用状況を適切に把握する
- フィルタリング等の利用により、子どものインターネット利用を適切に管理する
- 子どもがインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める
- 不適切な利用により、売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに留意する

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やブログ、掲示板サイト等の問題

- ◇ SNSやブログ、掲示板サイト等は、世界に向けての情報発信や、多くの人と共通の話題についての情報交換、友達などのグループ内のチャット（文字のおしゃべり）等をすることができる、とても便利で楽しいものです。
- ◇しかし、自分や他人の個人情報の流出や、誹謗中傷や仲間はずし等の「ネットいじめ」、不正アクセス等の「サイバー犯罪」、使いすぎによる「ネット依存」等の問題が起きています。
- ◇ GPS（位置情報）機能が搭載されたスマートフォンで撮影した写真には緯度経度の情報が添付されます。この機能を有効にしたままでいると、気がつかないうちに、自宅や学校の住所をインターネット上に公開していることがあります。
- ◇ SNSやブログ、掲示板サイト（学校裏サイト）等に他人の写真を無断で載せたり、他人の悪口や噂などを書き込んだり、また、自分の不適切な画像を載せたりすると、例え軽い気持ちからだとしても、いったん出した情報は取り消すことができません。
- ◇ 匿名や他人のID・パスワードを使っても必ず記録が残り、投稿者が特定されます。不正アクセスや名誉毀損等の罪に問われる場合もあります。
- ◇また、「突然グループを退会させられ仲間はずれにされた」「メッセージを読んでも返信しないと、学校で無視される」など、「いじめ」につながるケースが増えています。

《事例》 同級生Aの利用しているSNSのIDとパスワードを聞き出した生徒Bは、AのIDとパスワードでログインしてパスワードを変更し、Aになりすまして書き込みをした。Aが警察に相談して不正アクセスが発覚し、Bは検挙された。 〈不正アクセス禁止法違反〉

過去には…

《事例》 興味本位で、自分の陰部をインターネット上に公開した男子生徒が、児童ポルノ法違反で検挙された。 〈児童ポルノ法違反（公然陳列罪）〉

ご家庭での指導のポイント

- ☆ 購入するとき、GPS機能等の初期設定を必ず確認する
- ☆ 悪口や仲間はずしなど、自分がされて嫌なことは絶対にしない
- ☆ 文字メッセージでは、悪気がなくても相手を傷つけてしまうことがある
- ☆ 犯罪につながることもあり、誰がしたのかは必ず特定される

ネット依存

- ◇ 「食事中やトイレ、お風呂に入る時もケータイが離せなくなる」「メッセージにすぐ返信がないとイライラする、嫌われているのではないかと不安になる」「ケータイが気になって勉強に集中できない」「夜更かしなど生活リズムが乱れる」などの「ネット依存」の問題が広がっています。

ゲーム機のペアレンタルコントロール（保護者による使用制限機能）

- ・ゲームの年齢制限
- ・インターネットの接続制限
- ・インターネットショッピングの制限
- ・インターネットに接続して他のゲーム機と通信することの制限
- ・配信動画の視聴制限 等

《注意》 設定を変更するパスワードは、保護者が責任をもって管理

ご家庭での指導のポイント

- ☆ 保護者の目の届かないところで使用しない
- ☆ 利用時間や置き場所について、家庭でのルールを一緒につくる
- ☆ 決めた時間が来たらメールやSNS等をしないことを友達に宣言する

ワンクリック詐欺

- ◇アダルトサイト等にアクセスして、「入口」や「無料画像を見る」等をクリックした瞬間、「登録完了」といった画面が表示され、契約が成立したかのように装い、登録料をだましとする手口です。
- ◇請求される料金が、子どもでも支払える金額であり、保護者に知られないよう内緒で支払ってしまうケースがあります。

登録完了！！

登録料として
31,500円を
1週間以内に下記
の指定口座にお振
り込みください。
なお、期限内に
振込がない場合は
法的な手段により
.....



ご家庭での指導のポイント

- ☆ 「無料」という言葉に惑わされない
- ☆ 登録料等を請求された場合、必ず保護者に相談する
- ☆ 絶対に、名前や住所、メールアドレスなどの個人情報を送信しない
- ☆ 登録料等を請求されても絶対にお金を支払わない

インターネットサイト利用でこんなことが…

山口県におけるSNSに起因する被害児童・生徒の現状 (山口県警察本部少年課まとめ：暫定値)

罪種・法令別被害児童生徒数

罪種・法令別	R 5年中	R 6年中
重要犯罪	2	3
不同意性交	0	2
不同意わいせつ	2	1
児童買春・児童ポルノ禁止法	10	10
児童買春	0	5
児童ポルノ	10	5
育成条例	0	2
性的姿態撮影	0	1
合計	12	16

学識別被害児童生徒数

内訳	R 5年中	R 6年中
小学生	3	1
中学生	6	8
高校生	3	6
その他	0	1
合計	12	16

- ◇全国的に、スマートフォン等からSNSを利用して、児童・生徒が性犯罪等の被害に遭う事例が高い水準で推移しています。

SNSに起因した事犯の被害児童*数の推移(全国)

(単位：人)

年次	R 4年中	R 5年中	R 6年中
被害児童・生徒数	1,732	1,663	1,488

<警察庁資料による> ※児童とは18歳未満の少年少女のことをいいます。

《事例》 A子(16歳)は、SNSで知り合った男と待ち合わせをし、その男の車に乗ると、「言うことを聞くか、金を払うか」などと脅され、車内で裸を撮影された。

過去
には…

《事例》 B子(15歳)は、友人から頼まれ、他人に見せない約束で自分の裸を自画撮りし、その動画を無料通信アプリで友人に送信したところ、その友人がさらに別の者に転送するなどして、その動画が広く出回ってしまった。

ご家庭での指導のポイント

- ☆ コミュニティサイトやゲームサイトなどで、自分や他人の名前、住所、電話番号、写真等の個人情報を掲載したり、教えたりしない
- ☆ 知らない相手とはメールのやり取りをしない、絶対に会わない
- ☆ ※インターネット上には、性別や年齢を偽って近づいてくる人もいます
- ☆ 自分の下着姿や裸の写真は撮らない、送らない
- ☆ フィルタリングを利用する

我が家のケータイ・スマホ誓約書

1
2
3
4
5

以上のルールを守って使うことを誓います。

令和 年 月 日

名前 _____

ルールの例

話し合って、具体的に、守らなかったときのペナルティも！

- ★ 夜 ____ 時以降は、ケータイ・スマホは使いません。置き場はリビング。
- ★ 利用料金の上限は、_____円まで。超えた分は、小遣いから払います。
- ★ 食事中や、お風呂、トイレでケータイ・スマホを使いません。
- ★ インターネットに名前、住所、電話番号、写真など個人情報を書き込みません。
- ★ ウソや友達の悪口は書き込みません。
- ★ サイトで知り合った人と会いません。
- ★ 自転車に乗りながらケータイ・スマホを使いません。
- ★ 困ったときは、すぐに保護者に相談します。
- ★ ルールを守らなかったときは _____ します。

※ルールは大人が一方的に決めるものではなく、子どもと一緒に作ることが大切です

《携帯電話やインターネットでよく使われる用語》

- **掲示板サイト**
自分の意見の書き込みや、他人が書き込んだ内容の閲覧をして、意見交換ができるサイト。
- **学校裏サイト**
学校が運営する公式なサイトではなく、第三者が学校名などを勝手に使って作成した掲示板サイト。
- **ブログ**
作成者の趣味や個人的な考えを日記のような形式で公開するサイト。閲覧者が書き込むこともできる。
- **プロフ**
プロフィールサイトの略で、自己紹介のページを作成し、公開するサイト。写真も簡単にアップできる。閲覧者が書き込むこともできる。
- **SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)**
趣味や特定の目的をもった人が仲間づくりをする目的にしたコミュニティ型のサイト。プロフィールなど個人情報を載せる場合が多い。

困ったときの相談窓口



内 容	相 談 窓 口	問 合 せ 先
学校の相談窓口	周南市立秋月小学校	0834-28-2151
ネットアドバイザーの専門相談	子どもと親のサポートセンター (やまぐち総合教育支援センター内)	083-987-1240 月～金 8:30～17:00 ※ 土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く
ネットトラブル等に関すること	ヤングテレホン・やまぐち (少年相談専用電話)	083-933-0110 【山口県警察本部代表電話番号】 ※ 自動音声ガイダンスによる案内 月～金 8:30～17:15 ※ 土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く
	東部 岩国警察署	0827-24-0110
	周南警察署	0834-21-0110
	中部 山口警察署	083-924-0110
	防府警察署	0835-25-0110
	西部 下関警察署	083-231-0110
	宇部警察署	0836-22-0110
ワンクリック請求等の契約に関するこ	山口県消費生活センター ※ 各市町にも窓口があります。 お住まいの市町にお問い合わせください。	083-924-0999 月～金 8:30～17:00 ※ 土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く
ネット上の違法・有害情報に関するこ	違法・有害情報相談センター	https://ihaho.jp/